

ランピースキン病について

ランピースキン病は牛と水牛にみられるウイルス感染症で、国内の発生は確認されていませんが、届出伝染病に指定されています。令和5年10月以降、韓国で多発したため、注目されている疾病です。

どんな症状？

病名にある「ランピー」は、「でこぼこした」という意味で、感染牛では全身の皮膚や粘膜に結節状の病変が形成されるのが特徴です。結節は壊死して剥がれ落ちますが、皮下の筋肉まで壊死が及ぶことがあります。皮膚病変の他に発熱、鼻や目の出血、流涎、食欲不振、泌乳量低下、跛行や流産が起こります。また、二次的な細菌感染等により経済的損失が生じるとされています。特に泌乳ピーク期の乳牛や子牛で症状が重く、死亡することもあります。根本的な治療法はありませんが、ほとんどの牛は数か月かけて回復するとされています。

ウイルスの特徴、感染経路は？

ランピースキン病ウイルスは皮膚病変、体液、乳汁および精液中に排泄され、また、血液を介して伝播します。感染力は強いですが、消毒用アルコール、次亜塩素酸ナトリウム等の多くの消毒剤に感受性があります。一方で、痂皮の中では1か月程度、日光の当たらない環境中では数か月生存するとされています。感染した牛や汚染された物品（飼料、水を含む）との接触や蚊、シバエ、ヌカカ、マダニ等による機械的伝播により感染拡大するとされます。国は、発生国から生きた牛や精液の輸入を禁止し、検疫での吸血昆虫駆除を行っています。



農林水産省 資料より

農場の対策はどうすればいいの？

飼養者の皆様は、飼養衛生管理基準にもある、「農場外で使用した器具を原則持ち込まない」や、「海外で着用した衣類の取り扱い等の病原体侵入防止」の遵守をお願いします。ヌカカ等は、風に乗って新しい地域に本病ウイルスを持ち込む可能性が指摘されています。平時から害虫の防除等を心掛け、症状が出た場合は、まん延を防止するため、すみやかに家畜保健衛生所への連絡をお願いします。

使用料および手数料が改正されます

○令和6年4月1日より、家畜保健衛生所使用料および手数料徴収条例が改正されることとなりました。

理由としては、これまで約20年手数料等の見直しが無い中で、検査技術が高度化していること、検査資材費が高騰していること、および焼却炉の頻繁な稼働により炉の傷みが激しいことがあります。金額の設定については他県の家畜保健衛生所使用料および検査手数料と同等となっております。

特に死亡家畜等の焼却手数料はすべての家畜の焼却に関する事なので、表にてご確認ください。

○使用料および手数料の支払いは、手数料納付システムにて、クレジット決済またはコンビニ決済のご利用をお願いします。その他は県証紙（銀行等で購入可能）での支払いとなります。手数料納付システムは右のQRコードから、または福井県家畜保健衛生所のHPからアクセスしてください。決済手続きが完了するとメールが届きますので、記載された申込番号12桁を必ず職員にお知らせください。

飼養者の皆様にはご理解とご協力をお願いいたします。



手数料納付システム

○家畜保健衛生所使用料および手数料（変更または新設のものを抜粋）

区 分	金額（円）
3 病性鑑定手数料	
イ 血液生化学検査手数料（1件につき）	1,720
ロ 乳房炎検査手数料（1件につき）	1,580
ハ 遺伝子検査手数料（1件につき） ※新設	2,140
4 牛の受精卵移植手数料（1頭1回につき）	5,880
5 死亡家畜等の焼却手数料 ※新設	
イ 月齢が満12か月以上の牛（1頭につき）	28,000
ロ 月齢が満6か月以上満12か月未満の牛（1頭につき）	14,000
ハ 月齢が満6か月未満の牛（1頭につき）	7,000
ニ 体高が147cm以上の馬（1頭につき）	28,000
ホ 体高が147cm未満の馬（1頭につき）	14,000
ヘ 豚、めん羊、山羊その他規則で定める動物（1頭につき）	7,000

○改正ポイント

BSE検査手数料は徴収しませんが、BSE検査の有無とは関係なく、死亡牛の焼却手数料を全年齢で徴収いたします。上記以外の検査手数料（ヨーネ病検査など）は変更ありません。

手数料納付システムの一部利用停止について

手数料の改正に伴い、令和6年4月1日から10日頃まで以下の3項目について、クレジット決済などの手数料納付システムが利用できませんので、ご注意ください（県証紙での納入になります）。

- ・血液生化学検査
- ・乳房炎検査
- ・牛の受精卵移植手数料

その他の項目については、4月1日から手数料納付システムが利用可能です。

牛海綿状脳症（BSE）の検査体制が変更になります

令和6年4月1日より、BSE検査対象死亡牛と手数料を以下のとおり変更します。

	従 来	令和6年4月1日以降
検査対象 死亡牛	<ul style="list-style-type: none"> ・ BSEの特定症状※を呈する牛 ・ 48～96ヶ月齢の歩行困難、起立不能等の症状を呈する牛 ・ 96ヶ月齢以上の牛 	<ul style="list-style-type: none"> ・ BSEの特定症状※を呈する牛 ・ 特定症状以外の BSE が否定できない症状を呈する牛
手数料	9,950円/頭	なし（ただし焼却手数料が必要）

※BSEの特定症状：「興奮しやすい」「音、光に対する過敏な反応」等の神経症状や異常行動

牛の飼養者は、日ごろの健康観察を徹底するとともに、異常行動等が認められた場合は早期に家畜保健衛生所に届け出てください。

また、生前の牛の状態がBSE検査の対象とするか否かを判断する重要な情報となりますので、必要に応じ、健康観察の記録や治療履歴等の情報提供をお願いします。

(注) めん山羊の TSE 検査体制は変更ありません。18 か月齢以上で死亡しためん山羊は検査が必要です。死亡しためん山羊が 18 か月齢以上の場合は家畜保健衛生所にご連絡ください。

山羊の研修会が開催されました

当所にて、「山羊を正しく飼うために」という内容で、独立行政法人家畜改良センター茨城牧場長野支場、浅見恭行先生のご講演がありましたので、その一部をご紹介します。先生のお勤め先のホームページにも詳しい情報がありますので、そちらも参考にしてください。

1. 飼う環境について

- ・水はけがよく、暑さ寒さ対策ができる屋根のある場所がよい
- ・脱走防止の柵をもうける
- ・常時水を飲めるようにし、ナトリウム補給のための家畜用の鉍塩を置く(夏場特に重要)

飼養衛生管理基準も
守ってくださいね。

2. 与える飼料について

- ・十分な量の粗飼料(1日に乾草で体重の2.5~3%重量)を与える
- ・幼若な山羊や冬場には、配合飼料(めん山羊用のA飼料)もあわせて与える
- ・野生の草や木の葉は、山羊に与えると中毒を起こすものではないか確認してから与える
- ・野菜には硝酸体窒素が多く中毒や尿石の原因になるので給与量に注意が必要
- ・子山羊を人工哺乳する際は、めん山羊用かヒト用の粉ミルクを使用する(牛用はダメ)

3. 体の管理について

- ・爪切りは1か月に1回行うのが理想(市販の剪定鋏を使った切り方の手順)
- ・消化管内に寄生する寄生虫のコントロール(糞便検査や駆虫剤の投与など)
一部の寄生虫は春頃になると虫卵を産み始める「スプリングライズ」現象がみられ、初夏から寄生虫による下痢等の体調不良が増えることが知られています
- ・除角をする場合は生後10日までにおこなう。生え切った角の断角は獣医師に依頼する
- ・山羊の体調や診療について相談できる、かかりつけ獣医師をさがしておく

新しく山羊を飼い始めた時は家畜保健衛生所へ届出が必要になります。また、糞便検査なども行っていますので、お問い合わせください。

閉庁日の死亡畜の受入れについて

感染症等による死亡が疑われ病性鑑定が必要な場合は、閉庁日(土日祝日および年末年始)に死亡畜の受入れを行います。

死亡畜を発見しましたら午前9時までに家畜保健衛生所に電話にてご連絡ください。職員が搬入の可否を判断し、搬入日時を調整してお知らせします。なお、閉庁日の受入れは午前中のみとさせていただきますのでご協力をお願いします。

ただし口蹄疫、鳥インフルエンザ、豚熱等の家畜伝染病を疑う症状がみられた場合は早急にご連絡ください。別途対応します。

家畜保健衛生所 TEL 0776-54-5104 (担当職員に転送されます)